

事 務 連 絡
平成19年9月26日

各地方運輸局自動車交通部旅客（第一・第二）課長 殿
首席自動車監査官 殿
関東・近畿運輸局自動車業務監査指導部
首席自動車監査官 殿
沖縄総合事務局運輸部陸上交通課長 殿

自動車交通局旅客課
新輸送サービス対策室長

訪問介護事業所の訪問介護員等による自家用自動車の有償運送の許可における
運転者要件の取扱いについて

訪問介護事業所の訪問介護員等による自家用自動車の有償運送の許可については、「一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）の許可等の取扱いについて」（平成18年9月25日付け国自旅第169号。以下「169号通達」という。）により取扱っているところであるが、169号通達Ⅱ. 3. (3)②にて定める運転者要件中、施行規則第51条の16第1項第1号及び第2号にかかる要件を満たしていない者の取扱いについては、「自家用有償旅客運送自動車の運転者の要件の取扱いについて」（平成19年9月26日付け国自旅第154号）に準じて取扱うこととするので、その旨了知されるとともに、遺漏なきよう取り計らわれたい。